国際・経済・港湾委員会 配 付 資 料 令和3年2月12日 経 済 局

市第132 号議案 横浜市附属機関設置条例の一部改正 (関係部分)

1 趣旨

本市附属機関である「横浜市新事業分野開拓事業者等認定委員会」及び「横浜市新技術・新製品開発促進助成金交付審査会」を統合し、これらを「横浜市新技術開発等支援事業審査会」とするため、横浜市附属機関設置条例の一部を改正します。

2 統合理由

両附属機関では、それぞれ販路開拓及び研究開発に係る支援事業の対象事業者の審査を行っていますが、審査の観点や委員の専門分野が類似しており、予算の効果的な執行と業務の合理化を図るため、統合します。

【具体的な類似点】

(1)審査の観点

案件の優位性を判断するに当たり、「技術的価値」や「事業性・市場性」など共通 した視点で審査しています。

(2)委員の専門分野

「機械・電子工学」、「バイオ・医療」、「知的財産」「マーケティング」など委員に求められる知見が類似しています。

3 施行予定日

令和3年4月1日

<参考>新旧対照表(横浜市附属機関設置条例)【抜粋】

改正 現 行 案 横浜市附属機関設置条例 横浜市附属機関設置条例 平成 23 年 12 月 22 日横浜市条例第 49 号 平成 23 年 12 月 22 日横浜市条例第 49 号 (第1条、第2条、第3条、第4条、附則省略) (第1条、第2条、第3条、第4条、附則省略) 別表(第2条、第3条第1項) 別表(第2条、第3条第1項) 委員 委員 執行 執行 附属 附属 担任事務 担任事務 \mathcal{O} \mathcal{O} 機関 機関 機関 機関 定数 定数 横浜市 地方自治法施行令(昭和 新事業 22 年政令第 16 号)第 分野開 167条の2第1項第4 8 人 拓事業 横浜市内の中小企業の 以内 号に規定する認定に係 者等認 新技術及び新製品の開 る実施計画等について 定委員 発等に係る経費の一部 の審査に関する事務 会 を助成する中小企業新 横浜市 技術·新製品開発促進 新技術 助成金の交付対象者の 開発等 13 人 市 市 選定について並びに地 支援事 長 以内 長 方自治法施行令(昭和 業審査 22 年政令第 16 号)第 会 167条の2第1項第4 横浜市内の中小企業の 横浜市 号に規定する認定に係 新技術及び新製品の開 新技術• る実施計画等について 発等に係る経費の一部 新製品 の審査に関する事務 を助成する中小企業新 13人 開発促 以内 技術 · 新製品開発促進助 進助成 成金の交付対象者の選 金交付 定についての審査に関 審查会 する事務